

野田市議会の個人情報の保護に関する
条例施行規程の一部を改正する規程
をここに公布する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日

野田市議会議長 古橋 敏夫

野田市議会規程第 2 号

野田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

野田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年野田市議会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第 7 号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第 8 号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第 10 号中「番号」の次に「又は同法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号の免許情報記録の番号」を加え、同条第 11 号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第 14 号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第 5 条第 2 項中「定める事項」を「掲げる事項」に改める。

第 11 条第 1 項第 1 号中「健康保険の被保険者証」を「社会保険各法による資格確認書」に改める。

第 12 条の見出しを「（開示決定の際に通知すべき事項）」に改める。

附 則

この規程は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。ただし、第 3 条第 10 号の改正規定は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。